

- 第1項では、議会基本条例は、議会の基本となるものであり、佐野市議会において最大限尊重されなければならないことを規定し、議会に関する条例、規則等の中で最上位の位置付けとなることを定めています。
- 第2項では、第1項の議会基本条例の位置付けを受け、議会又は議長が議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃をする場合は、議会基本条例の内容と整合性を図ることを定めています。

(市民参加の機会の確保及び市民意見の市政への反映)

第4条 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

- 本条では、「より開かれ信頼される議会」の実現を目指すため、議会は、市民が議会活動に直接関わりを持つ機会を多く設け、その中で市民の多様な意見を的確に把握し、議会が市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならないことを定めています。

(市政の課題及び市民意見の把握等)

第10条 議員は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、これを常任委員会の政策提言、自己の提案等にいかし、市政に反映させるよう努める。

【解説】

- 前文において、議会として市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意しており、これを実現させるために、本条では、常任委員会の政策提言や議員の提案などを行う上で、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握することの重要性を定めています。

(広報及び広聴の充実)

第17条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心をより高めるため、多様な広報手段を活用し、積極的に広報活動を行う。

2 議会は、市民の意見及び提案を広く聴取するため、必要な措置を講ずる。

【解説】

- 本条では、多様な広報手段を活用し積極的な広報活動を行うとともに、市民の意見及び提案を広く聴取するために必要な措置を講ずることを定めています。佐野市議会においては、市議会だよりやインターネット、ケーブルテレビの活用及び議会報告会などにより積極的な広報活動を行うとともに、議会報告会での意見交換やアンケートの実施など、市民の意見や提案を広く聴くための必要な措置を講じています。

(議会報告会)

第18条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 第1項では、市民に開かれた議会を象徴的に示すため、市民への一方的な報告だけでなく、市民との意見交換の場として「議会報告会」を行うことを定めています。
- 第2項では、議会報告会の開催方法や開催時期など、内容の見直しが柔軟に行えるよう、必要な事項は別に定めることとしています。

新たに政策提言に取り組みます!

佐野市議会では、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」を図るため、市政に市民の意見がより反映されるよう新たに政策提言に取り組みます。そこで、その実行性を高めるために政策提言に関する事項を定めました。

